

四日市市上下水道局管理規程第8号

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局処務規程（昭和33年水道局管理第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部 （略）</p> <p>経営企画課</p> <p>企画計画係 （略）</p> <p>水道財政係 （略）</p> <p>下水財政係</p> <p>（1） <u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>に係る（以下、（2）、（3）、（5）～（10）において同じ。）財政計画及び資金計画に関すること。</p> <p>（2）及び（3） （略）</p> <p>（4） <u>下水道使用料、農業集落排水使用料</u>及び受益者負担金の改定に関すること。</p> <p>（5）から（10）まで （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部 （略）</p> <p>経営企画課</p> <p>企画計画係 （略）</p> <p>水道財政係 （略）</p> <p>下水財政係</p> <p>（1） 下水道事業に係る（以下、（2）、（3）、（5）～（10）において同じ。）財政計画及び資金計画に関すること。</p> <p>（2）及び（3） （略）</p> <p>（4） 下水道使用料及び受益者負担金の改定に関すること。</p> <p>（5）から（10）まで （略）</p> <p>（略）</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）